

平成23年5月31日（火）19:00～

議事録

1. 開会

審議会委員23名中21名出席

配布資料一覧

資料1 平成22年度第3回健康生活支援審議会議事録（案）

資料2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料3 保健福祉部・こども未来部管理職員名簿

資料4 帯広市健康生活支援審議会の概要

資料5 使用料・手数料 改定基本方針及び改定後料金表

資料6 定住自立圏構想（医療・福祉）作業部会の検討状況

資料7 帯広市夜間急病センターの整備にかかる検討経過

当日配布資料

帯広市の一次・二次救急体制の現状と課題及び論点

市有施設におけるアスベストの使用について

参考資料

定住自立圏構想の概要と十勝圏の取組み

座席表

専門部会名簿

2. 会議

(1) 平成22年度第3回帯広市健康生活支援審議会議事録の確認

【質疑応答 特になし】承認

(2) 審議会の専門部会への所属について

(会長)

審議会の専門部会に所属する委員及び専門委員は施行規則第3条第2項の規定により、会長が指名することなので、今回新たに委員とられた5名と児童育成部会の濱口専門員の後任として委嘱する石原専門員について指名させていただきます。

お手元の所属名簿をご覧ください。

所属はご覧のとおりですが、地域医療推進部会は小林委員、菊池委員が加わり私、堀以下9名、健康づくり支援部会には、井出委員、相馬委員が加わり8名、児童育成部会には、石原専門員が加わり、村上委員以下10名、障害者支援部会は、細川委員が加わり10名、高齢者支援部会には、坂井委員以下9名の方々となります。

以上、よろしく願いいたします。

なお、部会長、副部会長が空席となった部会につきましては、直近の部会において選出されますようお願いいたします。

(3) 健康生活支援審議会の概要について

(保健福祉部 社会課長)

新任の委員もいらっしゃいますので、ここで当審議会につきまして、概要のご説明をしたいと思います。資料の4をご覧ください。

健康生活支援審議会は平成13年に策定しました帯広市健康生活支援システム基本計画に基づき、それまでの帯広市社会福祉審議会、帯広市地域医療協議会及び帯広市介護保険運営協議会を廃止、統合し、平成14年8月に設置をしました。

この審議会は、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための市長の附属機関となっています。

審議会の構成ですが25名以内の委員で組織するとしており、今期の委員は23名となっています。

また、専門部会を設置しまして、地域医療、健康づくり、児童、障害者、高齢者に関わる施策等について専門的に審議を行うため審議会委員と専門委員で構成しています。

専門委員数についても25名以内であります。今期は23名となっています。

なお、委員、専門委員の任期は2年となっています。

資料2ページ目には、昨年度の会議の開催概要を記載しております。昨年度は審議会や各部会の開催回数は3回から4回となりました。

審議内容は各分野別計画の策定、平成21年度の決算や23年度予算、計画などとなっております。

この審議会では保健福祉部やこども未来部に係る計画は、6ページ目、審議会の施行規則第2条に定めています。また、帯広市地域福祉計画、けんこう帯広21、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、帯広市アイヌ施策推進計画があります。

これらの計画については、8ページの運営要領の第2条にありますが、それぞれの計画を所掌する各部会において、毎年それらの計画の点検評価を行っています。

また、これらの計画の策定や見直しにあたりましては、審議会に意見を聴くこととなっております。それぞれの部会に計画の策定や見直しに関する審議を委任しているところであります。

最後に今年度の審議会の予定ですが、3ページ下段に記載しております。

今年度は後、2回程度の開催を見込んでおり、開催月については予定ではありますが、11月には地域福祉計画の点検評価や決算の状況、2月には予算の説明等を主な議題といたしまして開催したいと考えております。

このほか、各部会もそれぞれ議事に応じて開催されますので、部会におきましても委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議会の説明は、以上であります。

(会長)

ただいまの件につきまして、何かご質問などありますでしょうか。

【質疑応答 特になし】

(4) 保健福祉部・こども未来部に係る施設の使用料・手数料改定について

(会長)

続きまして、(4) 保健福祉部・こども未来部に係る施設の使用料・手数料改定についてを議題といたします。事務局、説明願います。

(保健福祉部 企画調整監)

まず基本方針についてですが、1番目、今回の料金改定の背景として平成17年の料金改定における利用者数、資本費のほか、電気料・燃料費・上下水道費等の直接経費などと、コストの回収率、収入額などの計画と実績に乖離があったため、現状を踏まえた料金設定の考え方を整理し、今回料金

改定を行うものです。

次に2番目、料金設定の視点として従来の行政サービスの安定的、継続的な提供と受益者負担の原則という視点に加え行政サービスの目標達成という視点から、料金設定を行うものです。

次に3番目、今回の料金設定の考え方としては料金設定はコスト回収率100%を基本としておりますが、受益者負担でコストを100%回収できない場合においても、最終的には行政目的を達成するためには一定の税負担を行うことも必要と考えております。

次に4番目、料金体系の見直しとしまして現行の料金体系を継続するものが3点ございます。

1点目、健康増進や生きがいづくりを目的とする、高齢者の半額。

2点目、障害者や要介護者の社会参加の促進を目的とする、障害者及び介護者の無料。

3点目、児童の健全育成を目的とする小中学生の無料。

以上3点は継続といたします。

続きまして今回、新たな料金体系を導入して、一部施設において、一般利用者への専用利用料を「区分貸し」から「時間貸し」に変更いたします。これにより、利用者の利便性が向上するものと思われま

す。該当施設としまして、生活館・グリーンプラザ・保健福祉センターがござい

ます。改定時期としましては平成24年4月1日を予定しております。

次に、その他としまして大幅な値上げとなる施設については激変緩和措置を設け、値上げ料金の20%を上限といたします。

高校生の個人利用料金についてですが、今までは各施設で料金が異なっておりましたので、今回、大人料金の半額ということで統一いたします。

団体料金については、今までは30人以上のご利用で、5割の減額でしたが、今回の料金改定に伴いまして、10人以上で2割の減額といたします。児童会館、百年記念館などが該当いたします。

暖房の通気期間については今までは各施設ごとに定めておりましたが、10月20日から翌4月30日ということで統一することにいたしました。以上が今回の改定の基本方針となります。

続きまして、保健福祉部所管施設のうち、「帯広市生活館」の料金についてご説明申し上げます。

「生活館」は柏林台東町にございます、ウタリ系住民の福祉及び生活文化の向上を目的とした施設でございまして、平成21年度の利用人数は23,754人、うち有料利用者数は16,949人で、使用料収入は1,186,740円でございました。

館の目的外の一般利用については、今までは各部屋ごとに「午前」・「午後」・「夜間」・「全日」という区分で料金を設定しておりましたが、今回の改定によって、1時間単位の料金設定に変更し、ご希望の時間で部屋を借りられるようにいたしました。詳しくはお手元の表のとおりです。

次に「帯広市グリーンプラザ」でござい

ますが、公園東町にございます、高齢者・障害者・福祉団体等の活動に用する施設でござい

ます。平成21年度の利用者数は163,007人、うち有料利用者数は1,564人で使用料収入は291,450円でございました。

料金については「生活館」と同様に、館の目的外の一般利用については「1時間単位」に変更して

ございます。詳しくはお手元の表のとおりでござい

ます。以上で私からの説明を終わります。

(保健福祉部 保健福祉センター副館長)

続きまして、保健福祉部所管施設のうち、「保健福祉センター」の料金についてご説明申し上げます。

「保健福祉センター」は東8条南13丁目にございます、健康づくり支援、子育て・療育支援、高齢者・障害者支援など各種福祉サービスと市民への保健サービスを目的とした施設でございまして、平成21年度の利用人数は56,678人、うち有料利用者数は2,629人で、使用料収入は480,020円でございました。

館の目的外の一般利用については、今までは各部屋ごとに「午前」・「午後」・「夜間」・「全日」という区分で料金を設定しておりましたが、今回の改定によって、1時間単位の料金設定に変更し、ご希望の時間で部屋を借りられるようにいたしました。詳しくはお手元の表のとおりです。

次に「川西・大正健康増進センター」でございますが、川西町と大正本町でございます、軽運動を通じて、市民の健康増進等を目的とする施設でございます。

平成21年度の利用者数は川西で6,046人、大正で6,660人となっており、いずれの施設も有料の利用者はいなく今回は料金を改定しないこととなっております。

次に「帯広市夜間急病センター」でございますが、東7条南9丁目でございます、市民の夜間における医療不安の解消と救急患者の発生に対処する施設でございます。

平成21年度の利用人数は5,466人、うち診断書類等での有料利用者数は34人で、使用料収入は64,260円でございます。コスト回収率等から、今回は料金を改定しないこととなっております。

以上で私からの説明を終わります。

(こども未来部 企画調整監)

私から、こども未来部が所管する施設の使用料改定につきまして、ご説明申し上げます。

こども未来部所管施設は、「児童会館」と、「岩内自然の村」の2施設でございます。

最初に「児童会館」であります。児童会館は緑ヶ丘に位置し、青少年の科学知識の普及と児童の健全育成、情操の涵養を図る施設として設置されているものであります。

平成21年度の利用者数は、112,231人、うち有料利用者数8,631人、使用料収入は1,831,735円の実績となっているものです。

これまでの使用料と比較して、総体的には引き下げ改定して行く考えでございます。

ただし、団体利用における使用料につきましては、先ほどの基本方針の説明をいたしました。現行では30人以上を団体と取り扱いし、使用料を個人使用料の5割減としてきたところですが、団体の対象枠を拡大していく考えから、10人以上を団体として取り扱うこととし、使用料を個人料金の2割減としたところであります。

次に、「岩内自然の村」についてであります。

岩内町に、市民が自然に親しみ、健康増進と自然に対する理解を高めることを目的に設置されているものでございます。

平成21年度の利用者数は、6,426人、うち有料利用者数1,817人、使用料収入は239,780円の実績となっているものです。

使用料につきましては、バンガローの使用料を据え置きした他は、引き下げ改定をしていくこととしているところであります。

今回の使用料改定では、これまでのコスト回収の状況や類似する、他の施設における使用料額などを参考に、これまで以上に市民皆様等がより利用し易い、使用料の設定としたところでございます。

以上で、使用料改定の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいまの件につきまして、何かご質問などありますでしょうか。

【質疑応答】

(委員)

大変立派な施設のなかでも年間の利用料収入が100万円とか200万円以下ということですが、それ相応の人員費やランニングコストがかかったり、改修をしたり、設備を更新したりというものもあると思いますが、この利用料をとるといふ根拠のところに、この金額の基準は何をもってあるのか。

下がったのはいいだろうという考えもあると思うが、たとえば考え方として児童会館は子供たちの健全育成のために本当に料金をとるのが良いのか、もっと子供たちが体感・体験できるような施設にしていくのが良いのかということもある。

200円が180円になった、1割安くなった、と言うのがいいのか、という金額の基準というものが何を基準に算定されているのか、たとえば電気代とか水道代とかを何とか出すようにしようかという基準なのか、その辺をお教えいただきたい。

(保健福祉部 社会課長)

今回の改定の一般的な考え方についてご説明申し上げます。

今回、各施設にそれぞれ部屋等がございます。例えばグリーンプラザで申し上げますと集会室や会議室がありそれぞれの部屋を使用する際にかかる基礎的な直接費、いわゆるランニングコストで電気料、燃料費、上下水道代、清掃委託費、都市ガス代、そういったものにかかるコストにつきましてそれを回収する際に100%、全額回収するというに基づき料金を設定してございます。

過去5年間、回収額と使った経費を比較しまして100%に届かなかったものにつきましてはその差額分について一定部分を改定する。もしそれを上回るようであれば、100%になるように今回調整の結果、改めて検証し料金を設定いたしました。それと使いやすくするために時間料金を取り入れたということでございます。

これにつきましてはあくまでも一般利用の方についてです。グリーンプラザで申し上げますと、高齢者、障害者の方はこの建物を専用に使いますので、その方々を除いた一般の市民の利用者ということで人数等を把握しております。

(会長)

よろしいでしょうか。そのほかにありますでしょうか。

(委員)

児童会館について、プラネタリウムが児童育成部会のほうで話が出たと思うのですが、たしか税金を投入して新しいものに変えるような話が出ていたと思うのですが、時間帯など利用率が上がるような工夫してはどうかと質問をし、それについても行うということでお答えを頂いていたのですが、税金で高額な新設のプラネタリウムの設備を投入するにも関わらず、受益者負担の原則で税を回収するという精神から外れて値下げをするというのは、なかなか理解できないが、どういう考えで値下げをするのか、どういった意味あいがあるのかお尋ねしたい。

(こども未来部 児童会館長)

プラネタリウムは今年度の予算で設備の更新とデジタルプラネタリウムの新設を予定しております。現在の大人の利用は200円ということになっておりますが、今後新しい施設を整備していく中で経費を平準化して設定しております。

(委員)

民間であれば新しい施設を入れるのであれば少し値上げになるのではないかと、公共施設であれば値上げにはならないかもしれないが現状維持でもよいとは思いますが、値下げに入ってしまうのはどうかと思います。

(保健福祉部 企画調整監)

児童会館のプラネタリウムに限ったことではないのですが、このコスト回収区分の中で施設のそれぞれの性格によって資本費そのものを含めて全額回収すべき施設、維持管理費いわゆるランニングコストを直接費として回収をすべき施設、中には直接費のうち、さきほどの話にもありましたが電気料、

燃料費などの基礎的な部分のみを回収すべき施設、というようにその施設の機能に応じて設定しております。

児童会館に設置しているプラネタリウムについては基本的にその経費を受益者からすべて負担を求めるのではなく広く科学や天文に興味・関心をもってもらうこと、そのものが目的でございますので、直接的な料金に跳ね返ってこないということをご理解をしていただきたい。

(会長) よろしいでしょうか。そのほかありますでしょうか。

(委員)

進捗状況をうかがいたいのですが、帯広市のスポーツ施設や文化ホール等は指定管理者の流れが段々と進んでおりますが、児童会館や自然の村に対して市は将来的な議論などは行っているのでしょうか。児童会館などは指定管理者とする予定があるのでしょうか。

(こども未来部長)

児童会館は昭和39年に建設され、47年が経過しております。運営自体は今のところ直接市が行うとしております。今年度の予算の中で耐震改修の設計費を盛り込んでございます。来年、再来年には改修工事を行う予定となっております、基本的には今の機能を維持しながらすすめていきたいと思っております。

なお、岩内自然の村は既に指定管理者制度を取り入れております。

(会長)

そのほかありますでしょうか。

(会長)

続きまして、(5) 定住自立圏構想作業部会の検討状況についてを議題といたします。
事務局説明願います。

(保健福祉センター副館長)

まず、定住自立圏参考資料でお配りした「定住自立圏構想の概要と十勝圏(19市町村)の取組み」をご覧ください。

1ページから4ページまでは、「定住自立圏構想の概要」が記載されていますが、一定の都市機能を持った地方圏の中心市を定住の核として、周辺の市町村と連携しながら生活に必要な機能を確保していくことが必要であるということで、「定住」と「自立」という言葉が出てきたということであり、中心市と周辺市町村が生活実態や将来像を勘案し、協定を結ぶことにより、自ら圏域を決定していくものです。

5ページ目には、定住自立圏構想の取組手順をまとめたものが記載されており、定住自立圏を形成するためには、①の中心市宣言、②の定住自立圏形成協定、そして③の定住自立圏共生ビジョン策定の3段階で進めていくこととされております。

6ページ目は、「中心市宣言」について、7ページには、「定住自立圏形成協定」について、記載されております。

帯広市の定住自立圏の形成協定締結につきましては、6月議会への議会提案を予定しており、現在十勝19市町村で詰めの協議を行っているところであります。

8ページには「協定で規定する取組」9ページ目は「定住自立圏共生ビジョン」について、記載しております。

協定が締結されますと、中心市は協定締結によって形成された圏域全体を対象として、当該定

住自立圏の将来像や協定に基づく具体的な事業などを記載した定住自立圏共生ビジョンを策定することとされております。

12ページ目には、「十勝圏における定住自立圏の推進体制」13ページ目からは、「これまでの主な取組経過と今後の予定」について記載しております。

平成21年11月から約1年間にわたり、調査研究のため5回の部会の開催や市町村長並びに議長さんを対象とした勉強会などを開催し、昨年12月15日に帯広市が中心市宣言を行いました。

本年1月から4月末までは19市町村による具体的な連携協議を行い、協定書の素案について作成してところです。協定締結については今後、各市町村において議会に提案させていただき、全市町村で議会の議決をいただけた場合には7月の初旬に「合同調印式」が行われます。

次に、医療・福祉分野における協定書案について報告します。

「定住自立圏 医療・福祉作業部会の検討状況について」をご覧ください。協定書案作成にあたっては、資料上段の「これまでの検討経過」のとおり、作業部会において本年2月から4月まで検討・協議を行ってきました。

協定書の記載する取組み事項について、医療分野では「救急医療体制の確保」と「地域医療体制の充実」の2事業あり、「救急医療体制の確保」については、圏域の救急医療体制を維持・確保するため、救急救命センターを支援し、維持・充実を図ることと、適切な救急医療機関の利用の啓発について圏域全体で取り組んでいくものです。

「地域医療体制の充実」については、帯広高等看護学院に必要な支援を行うことで、圏域内の看護師の確保を図ることと、地域医療の課題について、圏域内全体で検討を行っていくことです。

次に福祉分野では「地域活動支援センターの広域利用の促進」と「保育所の広域入所の充実」の2事業あり、「地域活動支援センターの広域利用の促進」については、障害者の自立と社会参加の促進のため、地域活動支援センターの広域利用について圏域全体で取り組んでいきます。

「保育所の広域入所の充実」については、児童の福祉向上及び保護者の利便性を図ることを目的とし、日常生活圏の拡大に伴う住民ニーズの多様化や保育サービスの充実など圏域内で連携し子育て支援の取組みを進めます。

以上の4事業となりますが、いずれも19市町村全てで、協定書を作成し、各事業に取り組むこととしています。

(会長)

医療・福祉作業部会ではもうすでに4回ぐらいの会合をもっているようですが、これについては十勝医師会や帯広市医師会として意見を述べる機会を与えられていないのでしょうか。

(保健福祉センター館長)

現在のところは行政レベルでの作業部会ということで進めておりますが、今回、協定書に盛り込む内容が固まりましたら、各団体等からご意見をいただくという流れとなっておりますので、その時点で医師会に伺いたいと思います。

(会長)

協定書ができてからということでしょうか。

(保健福祉センター館長)

各関係機関にご意見を伺うというのは定住自立の行政ビジョンを作っていく段階ということで協定

書そのものはできた後にということになります。

(会長)

市町村との協定書が完成後に各部門におろされるということですが、中身がどのような協定書になっているのか実際に各部門でうまくいくものなのか検証が必要かと思えます。

(会長)

続きまして、議題の(6)帯広市夜間急病センターの整備にかかる検討経過についてを議題といたします。事務局、説明願います。

(保健福祉センター館長)

「帯広市夜間急病センターの整備にかかる検討経過について」をご報告させていただきます。

資料は、「本日の資料の7」と「帯広市の一次・二次救急体制の現状と課題及び論点」の2つであります。まず始めに資料7をご覧ください。

夜間急病センターの整備につきましては、本審議会の地域医療推進部会におきまして、各年度の保健事業や救急医療体制の現状報告の中で、これまでも何度か質疑等があり、市長を会長とする帯広市救急医療対策検討会議において検討を進めている旨の説明をさせていただいたところでありますが、資料にもございますように、昨年7月26日の第1回の検討会議の親会と幹事会の合同会議におきまして米沢会長から改めて、夜間急病センターの整備について幹事会で検討していただきたい旨の提案があり、了承をいただいたところであります。

その後、9月の第2回幹事会におきまして、過去の議論から主な論点を整理するとともに検討の仕方やスケジュールについて協議を行いました。

また、検討にあたり実際の現場で担当されている先生方のご意見を伺おうということで在宅当番医の内科と外科の先生の代表や二次救急を担っております厚生病院の先生、夜間急病センターの所長の4名の先生方に新たに加わっていただくことといたしました。

また、夜間急病センターの事務長と帯広市消防本部の救急隊長のお二方にもオブザーバーとして参加いただくことといたしました。

次に、11月の第3回幹事会では新たに参加いただきました4名の先生方から夜間急病センターと平日や休日の在宅当番医制、二次救急医療の現状と課題などについてご発言をいただき意見交換を行いました。

次に、12月の第4回幹事会で始めに事務局から外科の診療を行っております函館市と小樽市の状況のほか、北見赤十字病院に全面的に業務を委託しておりました北見市の状況などについて調査報告を行った後、第3回幹事会で出されました現状と課題などを整理し、資料に記載しておりますような①から⑧までの論点に沿って意見交換を行いました。

現状と課題、論点を整理いたしました内容につきましてはお配りいたしております資料「帯広市の一次・二次救急体制の現状と課題及び論点」をご覧くださいと思います。

左側に現状、中央に課題、右側に論点としてまとめております。

右側の論点をご覧くださいと思いますが、まず始めに論点1の「整備手法」につきましては現在地または移転しての改築や既存の医療機関への委託のほか、既存施設の借用などいろいろな整備手法がございますが、使い易さやわかり易さ、安心感など市民の利便性、将来展望したときの運営の安定性、一次救急の一層の充実などの観点からどのような手法が望ましいかということで意見交換を行いました。

意見交換の中では夜間急病センターの医師や医師会医師の協力のもと、病院の施設や医療スタッフ、医療機器を夜間急病センター機能として提供したいとのご提案もいただきました。

しかし、この提案に対しましては夜間救急の公的な必要性や長期的な安定性などの観点から現状の

帯広市医師会を中心とした協会制度を維持し、施設については帯広市が責任をもって行うことが望ましいのではないかとのご意見が出されたところでございます。

次に二つ目の論点でございます、在宅当番医制度のあり方につきましては医師の減少や高齢化、在宅外の医師の増加、患者数と採算性の問題のほか、当番の際の交代の難しさや年末年始、インフルエンザ流行時など、患者数急増の対応の難しさなどいろいろな課題があるとの指摘があったところであり、一次救急を充実させるために在宅当番医制度はどうあるべきなのか、意見交換を行いました。

この中で、在宅当番医制度につきましては、先生方が夜間急病センターに出向するシステム、「センター化」について話題となりました。

また、以前の調査では「センター化」を希望する先生と希望しない先生が半々くらいでしたが、現状、どのように意向が変化しているかは分からない。

また、始めから完全に「センター化」に移行できるかどうかは不明であるが、選択制をとることができれば、可能性があるのではないかとのご意見も出されました。

また、「センター化」を検討するにあたっては、整備する場所など帯広市の考え方を早目に示してもらいたいとのご意見もいただきました。

また、夜間急病センターの診療時間を現在の午後9時からを午後7時からに早めることにより在宅当番医制度を廃止の方向にできないかとのご意見もございました。

しかし、この意見に対しましては「センター化」は市民には非常に分かりやすいシステムであるが、夜間急病センターの体制として朝まで実施可能なのか。また、現在多くの先生方にご協力をいただいている体制を「センター化」することで廃止するのは得策ではないとのご意見もございました。また、勤務医としては午後7時にセンターに出向くことは診療が終わるか終わらない微妙な時間帯であり、対応は大変厳しいとのご意見もございました。

次に、3の診療科目としての外科系のあり方につきましては、勤務している一般外科の先生や診療所の先生、整形外科の先生など、いろいろなお立場の先生方がいらっしゃるので検討に当たっては調査が必要とのご意見をいただきました。

また、外科系につきましては昨年、開業医の先生が4人減少しており、休日当番を維持していくのが大変な状況で開業医による夜間のカバーの前に休日の当番医体制が危ないとのご意見もございました。

次に、4の診療時間のあり方につきましては、土曜日の午後や連休、お盆など休診している医療機関が多い時期の診療時間のあり方について医療機関側に意見を求めるより、帯広市としてどのようにしたいかを示してもらった方が検討しやすいとのご意見をいただきました。

次に、5の整備場所につきましては現在地は東7条南9丁目ですが、場所が分かりづらく、市民に分かりやすい場所で、駐車スペースがあり、できれば施設として医療・福祉・健康の機能を果たすような発想も必要ではないかとのご意見もございました。

次に、6の施設整備・機能につきましては現在はレントゲンを使用しておりませんが、内科診療を考えると、検尿・心電図・レントゲン程度の設備で良いのではとのご意見もございました。

次に、7の二次救急体制との連携の強化につきましては一部の診療科に関わって連携の強化が求められたところがございますが、全体としては連携は円滑に行われているのではないかとのご意見が出されたところです。

次に、8の「広域利用のあり方」につきましては、夜間急病センターを利用されている方の約3割が市外の患者さんであることから経費の負担や医師の応援など他町村との連携の検討が必要ではないかとのご意見をいただきました。

なお、広域利用につきましては先程説明がございました定住自立圏構想の取り組みの中で行政サイドとして検討していくこととしておりましたが、今般2月からワーキンググループで検討した結果、まだ検討が必要とのことで6月に提案される協定の中には盛り込まれず、継続協議とすることとしたところです。

以上が幹事会での検討経過であります。この経過につきましては2月15日に検討会議の親会に報告するとともに2月23日には本審議会の地域医療推進部会にも報告をいたしましたところ。以上が検討経過の説明でございますが、今後は帯広市が「たたき台」を作成し、検討会議の幹事会や親会に「たたき台」をお示しし、更にご意見を伺うとともに本審議会の部会や議会にも経過を報告しながら内容を詰め、国等の活用できる事業の選択をしながら、早期の整備に向けて、作業を進めてまいりたいと考えております。

なお現在、活用できる事業といたしまして、昨年11月に補正予算として成立いたしました国の地域医療再生臨時特例交付金事業に手をあげさせていただいているところであります。

説明は以上でございます。

(会長)

今のところ、帯広市夜間急病センターの整備に係る検討経過はこのようになっております。ただいまの件につきましてご質問などはありますでしょうか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

続きまして議題の「その他」でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

(こども未来部 企画調整監)

こども未来部より報告事項がございます。

この度、市有施設において、アスベストを含有した建材の使用が判明いたしました。その市有施設に、こども未来部が所管いたします、児童会館が含まれておりますことから、状況と今後の対応について、ご報告させていただきます。資料は、本日配布の「市有施設におけるアスベストの使用について」でございます。

最初に、アスベストを含む建材が発見された経過についてご説明いたします。

アスベストにつきましては、健康被害などが大きな社会問題となり、国における法規制などこれまで様々な対策が講じられてまいりました。帯広市におきましても、国や北海道の指導に基づき、公共施設全般にわたり、アスベスト使用の調査を行い、アスベストを含む建材を使用している施設につきましては、「除去」や「囲い込み」、「封じ込め」などの措置を講じてきたところであります。

しかし、本年になり、学校の耐震補強工事の実設計を進める過程において、アスベストを含む疑いのある建材の使用が判明いたしました。

このため、過去の調査でアスベスト含有の可能性を把握できていなかったことを勘案し、改めて学校を含め、134の市有施設の調査を実施いたしました。

調査の方法は現地で目視調査を行い、アスベストを使用している疑いのある施設については、専門業者による分析調査を行いました。

その結果、児童会館を含め5施設で、使用建材からアスベストの含有が確認されたものです。

児童会館で、アスベスト含有が確認された箇所は、プラネタリウム天井内側のドーム型のスクリーン部分であります。

次に、対処の方法についてでございますが、この5施設につきましては、空気中の繊維状粒子測定の結果、アスベスト繊維の浮遊は無いことを確認いたしておりますが、将来に渡って、安全で安心な環境の確保に万全を期す観点から、アスベストの除去工事を行うこととし、それに要する経費を6月の定例議会に提案する予定であります。

児童会館における除去工事の実施の時期は、本年度に予定しております、プラネタリウム機器類の更新作業にあわせ、11月から12月の時期に実施する考えであります。

今回発見された、アスベストを含む建材の使用状況や今後の対応策について、ご理解、ご協力をいただければ幸いです。関係機関等に対し、説明と周知を行っているところでございます。

なお、児童会館につきましては、アスベスト含有の確認直後より、日々、施設点検を実施すると共に、施設内に文書の掲示を行い、利用者にお知らせしているところでございます。

報告は以上でございます。

(会長)

アスベストのことではございました。色んな施設でアスベストに関してはすでに調査、囲い込み等は終了していると思いますが、耐震の関係で今回見つかったということではございます。今までの件で全体をとおしてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

なければ、事務局、連絡事項があればお願いします。

(保健福祉部 社会課長)

それでは事務局から2点連絡事項がございます。

まず、次回の開催についてですが、11月ごろを予定しております。あらためて皆様にご案内を送付いたしますのでよろしくお願いたします。

次に今回、新たに委員に就任された方で委員報酬の口座振替依頼をご提出いただいていない方はこちらの事務局までお持ちくださいますようお願いいたします。

連絡事項は以上です。

(会長)

それでは本日はこれで閉会といたします。長い時間お疲れ様でした。